

「子ども手当」が「児童手当」に変わります

(平成24年4月改正)

●○主な変更点○●

【手当の名称】3月末までは「子ども手当」でしたが、4月以降は「児童手当」となります

【所得の制限】これまでは所得による支給制限はありませんでしたが、6月相当分(10月支給分)から、所得による支給制限が導入されます

●○新たな制度に伴う申請について○●

平成24年3月末時点で「子ども手当」の支給対象となっている児童分は「みなし認定」となるため新たな申請は不要です。

ただし、出生などにより養育する児童の人数が変更になった場合や、住所変更などがあったときは、変更の手続きが必要です。

支給対象者

中学校修了前までの児童を養育している方

(中学校修了前までの児童とは…15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童)

佐野市で 受給できる方

支給の要件を満たす方で、佐野市に住民登録がある方が対象です。ただし

- 佐野市に住民登録があっても、生活の拠点が国外の方は受給できません
- 外国籍の方で、在留資格のない方、短期滞在の方は対象外です
- 公務員の方は、原則的に職場から支給されますので、職場にお問い合わせください

支給月額



年齢などの区分	所得制限未満	所得制限以上 (6月以降)
0歳～3歳未満(一律)	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子※)	10,000円	
3歳～小学校修了前(第3子以降※)	15,000円	
中学生(一律)	10,000円	

※手当上の児童の人数の数は、現に扶養している18歳の年度末までにある子のうち、その子が第何子目であるかで判断します

支給日



定期支払日	支給対象月	所得制限
平成24年6月15日	平成24年2月～5月分※	なし
平成24年10月15日	平成24年6月～9月分	あり
平成25年2月15日	平成24年10月～平成25年1月分	あり

※平成24年6月15日定期支払のうち、2月・3月分は「子ども手当」として、4月・5月分は「児童手当」としてお支払いします

現況届について (6月)

児童手当を受給しているすべての方から提出していただきます。現況届が必要な方には6月上旬に案内通知を郵送します。

所得制限

現況届(6月)に基づき、平成24年6月分から実施します。

所得制限限度額については、広報さの5月1日号でご案内します。

■ 問合せ こども課 ☎ (20) 3023

